

国立研究開発法人国立環境研究所職員の訓告等に関する規程

平成 20 年 3 月 17 日 平 19 規程第 22 号

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所の職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）による非違行為に対する訓告及び嚴重注意（以下「訓告等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(訓告等)

第 2 条 訓告等は、職員等の非違行為が懲戒処分（国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 55 条、国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 18 規程第 3 号）第 55 条及び国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号）第 50 条に規定する懲戒処分をいう。）を行うまでに至らないとされた場合に、当該職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、サービスを厳正に保持するため、当該職員等に対する指導監督上の措置として行うものとする。

2 非違行為が、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。

3 非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らなくても、必要と認められる場合には、嚴重注意を行うものとする。

(訓告等の方法)

第 3 条 訓告等の方法は、当該職員等に対しその事由を明記した文書を交付して行うものとする。ただし、特段の事情がある場合には、口頭により嚴重注意を行うことができるものとする。

(訓告等を行う者)

第 4 条 訓告等を行う者は、訓告にあつては理事長とし、嚴重注意にあつては理事（企画・総務担当）とする。ただし、嚴重注意にあつて、その非違行為が研究遂行上の問題に特化した内容である場合には理事（研究担当）とする。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、公布の日から施行する。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

（改正期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。